

市まちづくり基本条例」

まちづくりの基本理念

主権者たる市民が

自律と共助に基づき

皆さんは知っているでしょうか。
「七尾市まちづくり基本条例」が
スタートしたことを。

この条例は、「市民の、市民に
よる、市民のためのまちづくり」
を進めるための基本的なルールと
して9月1日からスタートしまし
た。

近ごろ、報道などで、「地方分権」
という言葉をよく耳にします。地
方分権が進むことで、七尾市でも、
地域のことは地域で考え「自己決
定・自己責任」の行動を住民自ら
が起こさなければなりません。

また、人口減少や少子高齢化な
どの社会変化による、住民ニーズ
の多様化に対応するため、今後は
行政のみがまちづくりを担うので
はなく、市民や議会、行政は「自
分たちのまちは自分たちでつくる

地域社会を目指して～

9月1日 スタート!

七尾市最高規範「七尾

市民の力で

しあわせを実感できる

地域社会を実現すること

(条文より)

市民が主役のまちづくり」という認識を持ち、まちづくりを行っていくことが求められています。

よって、市民一人一人が地域活動や市民活動に参加して、市民・議会・行政が共通の目的を持って、連携し合いながら、それぞれの役割を果たすことが必要です。

この条例が誕生するまでに、市民会議や市役所内のプロジェクト会議など、41回の会議を重ね作り上げてきました。

条例に盛り込むべき大切な考え方として、①情報の共有をすすめる②協力・連携をすすめる③人材育成をすすめるという内容を掲げ、市民が主体となって作った初めての条例です。

私たちは、条例の基本理念のもと、しあわせを実感できる七尾市を目指さなければなりません。

～しあわせを実感できる